MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成21年8月7日

# 「無許可専従等に関する一斉調査」の実施結果

総務省では、全府省(防衛省等職員団体のない府省を除く。以下同じ。)において実施した「無許可専従等に関する一斉調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

## 1 調査結果

区分	調査対象行為 <sup>(注1)</sup> の把握数 <sup>(注2)</sup>			
府省名(外局を含む。)	「(1)のア」の行為	「(1)のイ」の行為	「(2)」の行為	計
内閣府	0人	0人	0人	0人
総務省	0人	0人	0人	0人
法務省	0人	0人	0人	0人
外務省	0人	0人	0人	0人
財務省	0人	0人	0人	0人
文部科学省	0人	0人	0人	0人
厚生労働省 (注3)	0人	0人	8 人 (8人)	8 人 (8从)
農林水産省	98人 (64人)	101人 (59人)	318人 (302人)	517人 (425人)
経済産業省	0人	0人	0人	0人
国土交通省	0人	12人 (12人)	932人 (367人)	944人 (379人)
環境省	0人	0人	0人	0人
人事院	0人	0人	0人	0人
会計検査院	0人	0人	0人	0人
計	98人 (64人)	113人 (71人)	1, 258人 (677人)	1,469人(812人)

## 注1:「調査対象行為」は次の区分としました。

- (1) 常習的な違法行為
  - ア 許可を受けずに、勤務時間中に1日4時間以上にわたり職員団体の業務に従 事し、それが年間30日を超えた場合
  - イ 1日4時間には満たないものの、許可を受けずに勤務時間中に職員団体の業 務に従事し、それが年間30日を超えた場合
- (2) その他の違法行為
  - 上記(1)のほか、年間30日を超えないものの、許可を受けずに勤務時間中に職員団体の業務に従事していた場合
- 2: 農林水産省における本調査に先行した特別調査チームの調査、国土交通省における追加的調査など、本調査とは別に対象者の範囲を拡大して調査を行った省もあることから、本調査の調査対象者(平成21年5月22日現在の職員団体役員)に限定した場合の人数については、かっこ内に内数として記載しました。
- 3: 昨年、厚生労働省において把握された事案は除きました。

## 2 調査方法

各府省において、調査対象者(平成21年5月22日現在の職員団体役員)について、職員団体の本部や支部、分会などに対応する部署における人事・労務担当者及び調査対象者の直接の上司に対して、調査対象期間(平成18年4月1日~平成21年5月31日)に調査対象行為があったかどうかを調査票に記入させ、署名・押印の上、提出させました。

また、総務省及び人事院に通報専用電話及びメールアドレスを設置し、幅広く情報の 提供を求めました。これらの方法等により調査対象行為(疑わしい事案を含む。)を把握 した場合には、詳細な調査を実施し、事案の解明に努めました。

## 3 調査人数等

調査対象者とした職員団体役員は合計19,684人でした。また、調査対象者の上司及び 人事・労務担当者として調査票を提出した者は延べ83,903人(退職者6,303人を含む。) に及びました。

## 4 調査結果を踏まえた各府省の対応

無許可専従等の事案が発覚した省において、それぞれ、事案に応じた懲戒処分等を行い、行為者に対しては、不正に受け取った給与の返還を求める予定です(一部措置済み。)。

#### (連絡先)

人事·恩給局参事官室労務管理担当 担当:高浜参事官補佐、藤鷹係長

電話:(代表)03-5253-5111

(内線)22157

(直通)03-5253-5254

FAX: 03-5253-5216

総人恩総第918号 平成21年8月26日

(各府省事務次官等) 殿

総務事務次官

# 職員団体の活動に係る国家公務員の服務規律の確保等について

先般、各府省において実施した「無許可専従等に関する一斉調査」により、一部の省で、公務に対する国民の信頼を失墜させるような、常習的なものを含む多数の違法行為等が明らかになったことは誠に遺憾であり、厳粛に受け止める必要があります。

各府省におかれては、職員団体の活動に関し、下記の措置を講ずること等により、 厳正な服務規律の確保と適正な労使関係の構築について、更にその徹底を期していた だくようお願いします。

記

## 1 職員団体のための活動に係る職員の勤務時間管理の徹底

勤務時間中に認められている職員団体のための活動は、専従許可を受けて行う場合、短期従事許可を受けて行う場合、適法な交渉を行う場合及び年次休暇を取得して行う場合に限られており、これらの手続の厳格な運用を行うことにより勤務時間管理の徹底を図ること。

特に、短期従事については、従事する業務の具体的な内容を確認するとともに、 勤務時間中に行う適法な交渉については、届出に係る一定の様式を定めるなど職務 専念義務の免除に係る手続を明確化すること。

なお、勤務時間管理の徹底に関連して、出勤簿は、日々の出勤状況の確認のみならず、休暇、欠勤、短期従事等の状況が記録される書類であることから、出勤時に職員本人に押印等させることを改めて徹底するとともに、上司が実際の勤務状況を確認することなどにより、適切な管理を行うこと。

## 2 職員団体との交渉に係る透明性の向上

職員団体との交渉の概要(少なくとも日時、場所、出席者及び議題)について、 透明性向上の観点から公表するよう努めること。

## 3 庁舎の一部を職員団体の事務所として使用させる場合の留意事項

庁舎の一部を職員団体の事務所として使用させる場合には、その必要性等を十分に検討した上、公務の遂行に支障の生じるおそれがない範囲で、最小限の広さとすること。